

經濟論叢

第七十五卷 第一號

流 民 考……………穗 積 文 雄 (1)

蒙古民族の社會經濟史的一考察……………伊 藤 幸 一 (21)

陶磁器業の産業革命 (瀬戸と名古屋) ……三 島 康 雄 (39)

クチンスキー「1800年から1946年に至る
ドイツ經濟の動き」……………大 藪 輝 雄 (61)

[昭和三十年一月]

京都大學經濟學會

流民考

穂積文雄

- 一、流民の意義
- 二、流民の記録
- 三、流民の原因
- 四、流民の生態
- 五、流民の影響
- 六、流民の對策

之子于征，劬勞于野，爰及矜人，哀此鰥寡。

——詩——

中國の史籍をひもとくと、流民といふことばをよくみる。流民とはいかなるものであらうか。流民は、まづ、郷里を流れ出たものである。しかし、商用、遊學、仕官等のために郷里を流れ出たものを流民とはいはない。だから、郷里を流れ出ただけでは、まだ、流民ではない。流民は生活をつづけることができなくなつて、やむを得ず、郷里を流れ出たものである。そのようなものは、たいてい、窮民であり、饑民である。だから、流民は窮民または饑民

といわれる¹⁾。しかし、動亂によつて流民となつたような場合には、かならずしも窮民・饑民とはかぎらないであらう。また、明史食貨志は流民を規定して「年饑らずあるひは兵寇をさけて、他に徙るもの、流民という」と記しているが、生活を破壊するものは饑と兵寇にかぎらないであらう。ところで、生活をつづけることができなくなつて、やむを得ず、郷里を流れ出たものは、すべて流民であるかというところ、かならずしも、そうとはいへぬ。普通、流民は、そのようなものの群をさす。そうでない場合流民はそのような群の中のもの、または、そのような群の中から出たもの、であるを普通とする。結局、流民は群において成立するといえるようにおもわれる。ただし、群をなしているといつても團體を結成しているのではない。もちろん、團體を結成してはいけなないといふわけではない。團體を結成していなければならぬということはないといふだけである。それに、團體を結成してはたもの方がむしろ例外的といつてよいのではないかとさえおもわれる。すると、流民は、生活をつづけることができなくなつて、郷里を流れ出たものの群ということになる。しかしながら、ただ、それだけでは、流民のニユアンスは、まだ出ない。流民のニユアンスは、そのような群が流浪するとき、はじめて、出てくる。まことに、水の流れのように、延々とつづく人の流れの中にこそ、流民の流民たる所以が存するといふべきであらう。かくて、たとへば、エヂプトを逃れ出て、アラビアの曠野をさまよえるイスラエルの民、または、ゲーテの名作「ヘルマンとドロテア」にえがかれたる避難民において、人は、ここにいう流民の如實のすがたをしるぶことができてあろう。

(1) 日野開三郎、支那中世の軍閥一二頁、大崎富士夫、富弼の流民救済法、(廣島文理大學東洋史學研究彙編、東洋の政治經濟、一五九頁)、宮川尙志、清の直撫救賑工策(東亞研究所報第十九號一〇五一頁)

流民は中國史上いつの時代にも存在した。したがつて、その記録を、一々列擧することはその煩に堪えぬ。また紙面がゆるさぬ。ここにはただ、その若干を引いて、もつて、その状をうかがうのよすがとする。

詩に曰う。「鴻雁飛ぶ、肅々たりその羽、この子征く、野に劬勞す、爰に矜人に及ぶ、哀むべきこの鰥寡、鴻雁飛ぶ、中澤に集る、この子垣す、百堵皆作る、劬勞すと雖、それ宛に宅に安ず、鴻雁飛ぶ、哀鳴嗷嗷、これこの哲人、謂う我劬勞すと、これかの愚人、謂う我驕を宣すと、」この詩は周の宣王が流民を安集したことをうたつたものとせられてゐる。流民がいかに古い時代からあつたかを知ることができよう。

以下時代を追うて拾つてみる。もとより、九牛の一毛のみ。

「(元始二年)、群國大旱蝗あり、青州もつとも甚し、民流亡す」²⁾

「大業の末、(許紹)夷陵の通守に任ず、會盜起る、州境獨り完し、流人自占するもの數十萬、倉を開いて賑給す、」³⁾

「(慶歴八年)、河北京東西水災あり、……内藏の錢帛を出し……以て河北の流民を濟ふ。」⁴⁾

「英宗の治平四年、河北旱る、民、京師に流入す」⁵⁾

「熙寧六年七月より雨ふらず、七年の三月に至る、人、生意なし、東北の流民、扶攜して道を塞ぐ云々」⁶⁾

「齊州饑す、河北の流民齊境に道くもの絶えず云々」⁷⁾

「(滕元發)、鄆州に知たり……時に淮南京東饑す、元發流民の且さに至らんことを慮り云々」⁸⁾

「孝宗の隆興二年、趙令良、紹興に師たり、是時、流民城郭に聚る」⁽⁹⁾

「鄭剛中、温州に判たり、歲饑す、流民道に載つ」⁽¹⁰⁾

「至元二十年、河北大饑、流民河を渡りて食を求む」⁽¹¹⁾

「憲宗の成化元年令すらく、流民の原籍に歸えらんことを願うもの、有司、印信文憑を與え云々」⁽¹²⁾

「李驥、新郷の知縣に薦起せらる、流亡を招き、給するに農具を以てす、業に復するもの數千人」⁽¹³⁾

- (1) 詩、小雅、鴻雁。
- (2) 前漢書一二。
- (3) 新唐書、九〇。
- (4) 宋史、一一。
- (5) 文獻通考、二六。
- (6) 宋史、三二一。
- (7) 楊景仁、籌濟編、一六。
- (8) 宋史、三三一。
- (9) 陸會禹、康濟錄、三下。
- (10) 同上。
- (11) 元史、一六三。
- (12) 續文獻通考。
- (13) 明史、二八一。

三

古來、中國の社會に流民が絶えなかつた狀況は、右に引いた記録からだけでも、容易に推察することができよう。しかるに、郷里をはなれて他郷に流浪することは艱難をとまなうものである。たれがこのんでしようか。それに、ひととはもと郷里を愛するの念が深い。とくに中國人において、そのはなはだしきを見る。けだし、中國人は、祖先を祀ることを重んじ、後なきをもつて最大の不孝とする。それだけに、かれらが、祖先墳墓の地をすてて、他郷に

流亡漂泊するのは、よくよくのことではなければならぬ。丘藩は、「人生れて土を戀いせざるはなし、甚しくやむを得ざるに非れば、舍てて他に之を肯んぜざるなり、苟も、以て性命を延べ朝夕を度るべきあらば、いかでか家業を捨て墳墓を棄て、老を扶け幼を攜え、流浪の人となるを肯んぜんや」といつている。まさに至言といふべきであらう。それならば何故に中國に流民が古來その後を絶たぬことかくのごとくはなほだしいのか。その流民の發生する原因はそもそも奈邊にあるのであらうか。

すでに流民がその郷里において生活をつづけることができず、やむを得ず、他郷に流浪漂泊するもの群であるとするならば、流民發生の原因は、ひとがその郷里において生活をつづけることができないう状態におとしいれられる事情の中に見出されねばならないことは自明の理ともいふべく、あらためて述べるまでもないところであらう。もとより、そのような事情はいろいろあるであらう。しかし、流民は群である。だから、ただ、ひとが郷里において生活をつづけることができないう状態におとしいれられるというだけではまだ流民發生の原因とはいえない。流民發生の原因は、そのうえに、たぐさんのひとを、一時に、そのような状態におとしいれるものでなければならぬ。それでは、それは、いかなるものであらうか。それでも、まだ、それにはいろいろあらう。しかし、なんといつても、まずあげられねばならないのは、饑饉であり、したがつて、その原因である天災であらう。天災は、さらにこまかくいえば、水、旱、蝗等となる。それらの記録のあるところ、すなはち、流民の記録がある、といつても、はなはだしいひすぎにもならないとおもわれるほどである。その状、まさに、影の形に添うがごとくである。したがつて、それらが流民の發生の原因であることを證する事例の記録をあげるとは、それらの事例の記録をあげることがときものであるといつてよい。その類にたえないところである。それに、すでにあげた流民の記録が、それを

證してあまりあるであろう。故に、いま、ことさらに、ここにあげるにもおよぶまい。

まことに流民發生の原因として、天災のもつ意義はきわめて大なるものがある。それはたしかにそのとおりである。しかしながら、天災がおこつても、政治がそのよろしきを得れば民生やぶれず、したがつて、流民の發生を防止すること、かならずしも、不可能とはいえないであろう。これに反して、政治がそのよろしきを得なければ、たとえ、天災なくとも、民生やぶれ、その結果、流民の發生を見るにいたることなきを保しがたいのではないか。かくて、われわれは、流民發生の原因として、つぎに、悪政をあげねばならない。悪政はいふならば人災である。さらにこまかに分ければ、動亂と苛斂とすることができるとであろう。それらがいかに流民發生の原因であるかを證するため、しばらく若干の記録を引いてみよう。

まず、動亂については、たとえば、後漢書に「詔を以て羸の長となす、……羸境、餘縣、寇盜を被ること多く、耕桑を廢し、その縣界に流入し、衣糧を求索するもの甚だ衆し、詔その饑困を懸れみ、倉を開いてこれを賑わす」とある。晉書に、「(晉)、惠帝の後、政教隳夷し、永嘉の喪亂に至り、彌甚し、雍州以東、人多く饑乏す、更相鬻賣し、奔迸流徙、勝げて敷うべからず」とある。明史食貨志に「成化の初、荊、襄寇亂し、流民百萬」とある。

つぎに、苛斂については、たとえば、春秋繁露に「絲役衆く、賦斂重く、百姓貧窮し、叛き去り、道に饑人多し」とある。明の戸部尚書韓文の上言に「災傷斂重に因り、逼迫逃移するものあり」とある。成化實錄に「戊申、刑部主事袁潔言う、通州より儀眞に抵る沿河の人民、夫甲に編定せられ、官船を曳送す、晝夜息まず、民、重困に遭い、妻を典し、子を賣り、日に流離に就く」とある。

なお、苛斂は、貪官汚吏に歸せられる場合がすくなくない。たとえば嘉靖實錄に、「己未、順天府尹劉幾言、京輔は國家の根本なるに、近ごろ、吏、人を得ざるに似たり、差徭日に繁く、生理困瘁す、……全里逃亡、一丁なきものあり、二三戸をあますものあり」とある。

ところで、政治の面における苛斂が流民發生の原因であるならば、經濟の面における搾取がまた流民の原因でなければならぬことは多言を要しないであらう。それでは經濟の面における搾取はいかにあつたか。中國では、戰國時代土地公有制が崩解して土地の私有制がおこつてゐる。土地私有制の下では、豪彊の土地兼併が生じる。かくて、前漢武帝の時、董仲舒がすでに「富者、田什伯を連らね、貧者、立錐の地なし」と奏するをみる。土地なき民のおち行く先が佃奴にあらざれば流民であるべきは見やすいところでなければならぬ。しかもかかる情勢の下において、佃奴の搾取が苛烈をきわむべきことも多く怪しむにあたらぬ。かくて佃奴も逃亡して流民に轉ずるもあえて異とするに足らぬであらう。これやがて、南北朝時代に入り、均田制の成立を促す所以である。それだけに、また、唐の中葉均田制の崩解後、搾取がはげしくなり、流民が増すことになる。

なお、流民發生の原因として宋の鄭解は特異の説をたてている。それは、かれの「河北流民劄子」において見られる。それは、戦争があるという謠言僞言に動搖して民衆が郷里を逃げ出す、それに對して役人が善處できぬ、そこで流民が發生する、⁽¹⁰⁾というのである。一考に値するとおもう。

- (1) 大學衍義補、一六。
- (2) 後漢書、六一。
- (3) 晉書、二六。
- (6) 本稿五の註一一を見よ。
- (7) 同上
- (8) 同上

(4) 明史。七七

(5) 春秋繁露、一四。

(9) 漢書。二四上

(10) 古今圖書集成、經濟彙編金貨典九七。

四

それでは、かくのごとくして發生した流民の狀況はいかなるものであつたであらうか。宋の熙寧七年、鄭俠はその見るところを圖に繪いて、神宗に進めてゐる。われわれは、いま、それを見る由もないが、魯鐸の「觀鄭俠流民圖」に、「旱風沙を吹き、天地昏し、扶藜道を塞ぎ、鄉村を離る、身に完衣なく、腹に食無し、疾羸愁苦具さに論じ難し」¹⁾とか、「千愁萬恨物色を具へ、言有るを待たずして皆暴白」²⁾とかの句を見出すことができる。しかも、鄭俠自身はその「進流民圖狀」の中において、「日を逐いて見る所を繪いて一圖を成す、百、一に及ばず、但、聖明、眼目を経るのみにて、已に咨嗟涕泣す可し、沉んや數千里の外、此れより甚しきをや」³⁾といつてゐる。おなじく宋の宣和も、躬ら親しく流民を見て、「老を扶け幼を攜え、鬢鬢道に滿つ、寒餓の色見るに忍びず、亦、病んで死する者あれば、隨つて即ち道の旁らに埋め、骨肉相聚り、號泣して而して去る」⁴⁾と述べてゐる。明の丘濬は「面、人色無く、老を扶け幼を攜き、宛轉以て號呼し、疾を力め衰を曳き、腹を枵うして以て呻吟し、氣息奄奄、朝に暮を保せず、それ、阡危に垂とし、死亡に瀕す」⁵⁾といつてゐる。清の陸會禹は「老を扶け幼を攜へ、雨を冒かし、風を衝き、饑を呑み、餓を忍び、途栖路宿、道路に流離す」⁶⁾といひ、おなじく清の楊景仁は「人顛沛流移の日に當り、身一文も無く、老を扶け、幼を攜へ、旅店安歇を容るさず、道途橋上身を棲め、冷雨膚に淋ぎ、寒風骨を刺す、即

ち壯健の者もすてにまさに疫に病まんとす、況んや餓體の愁人溝壑に轉ぜざるあらんや」と論じている。これらの文章を読むとき、われわれは流民の状況がいかに悲惨をきはむるものであるかを知ることができねばならないであろう。パール・バックも彼女の有名な「大地」の中で流民についてヴィヴィッドな描寫を試みている。つぎのごとくである。

……あるだけの着物はみんな着ている。阿蘭は子供の手に茶碗と箸を持たせたが、子供等は、いつ食べられるかわからないのに、食物でも入つているように大切そうにかかえている。この見すばらしい小行列は、畑を横切つて動き出した。歩くのが極めて遅いので、いつになつたら町まで行きつくか、おぼつかなく見えるほどであつた。

王龍は女の子を胸に入れていたが、老人が歩きかねるところ、ぶのを見ると、その子を阿蘭に渡して、父親を背負うことにした。老人は枯木のようにやせきつているが、衰弱している王龍は、よろけた。彼等は黙然として地神をまつつてあるホコラの前を通りすぎたが、地神は何が通つても、泰然として無關心である。體力の弱つている王龍は身を切るような寒風にもかかわらず、汗を流してゐる。寒風はまつころから彼等に吹きつけてきた。

子供等は寒さに堪へかねて、泣きさげぶ。王龍はなだめて元氣をつけた。

「お前たちは、二人とも、大きいじやねえか。南に行くと、あたたかくなる。毎日、食ふものがある。みんなで、毎日白い米が食えるだ。お前たちも、食えるだ。毎日食へるだよ。」

少し歩いては休む。しかし、それでもそのうち荷へはいる櫛門まで來た。ここでいつか王龍は涼しさを有難がつたのだが、今日は寒さに齒を食しはつた。——水のような水が斷崖の間を流れるように、嚴寒の風が、はげしい勢で吹き抜けている。ふむ足の下は深い泥で、とけ切らぬ氷が刃のようにつたつてゐる。子供は歩けなかつた。女の子をだいている阿蘭は、自分が歩くだけでもやつとであつた。王龍はよろけながら老人を背負つたまま、そこを通りぬけ、老人をおろしてから、また戻つて二人の子を連れて來た。汗は雨のように流れる。彼はすつかり力が盡きて、眼をつぶつて、はげしく呼吸をはずませている。家族のものは寒氣にふるえながら、彼のまわりに立つて彼の動くのを待つていた。

……彼等は駄々として、南をさして歩いて行つた。

彼等が町を通り抜けて南側に出た時には、もう日は落ち夕闇がせまつていたが、そこには南へ急ぐ人々の大群があつた。王龍は、家族の者がはなれずに一夜を明かす場所が城壁の下にないかと見廻しているうちに、彼も一家のものも、この群集のなかに巻きこまれてしまつた。彼は群集の一人にきいてみた。

「この人たちはどこへ行くだね。」

その人は答えた。

「みんなここには食入ないので南に行く火車まきに乗りに行くだよ。……」

これは、わずかに流民の門出までである。それでも流民の辛苦はかくのごとく大きい。いよいよ郷里をはなれてからの流浪の艱難は、思ひ半ばにすぎることがあるであらう。

しかし、他方、流民はかならずしも窮民ではなく、その情況は悲惨でないといふ聲もないではない。だがそれに對しては、われわれは、つぎのことを考慮に入れるを要するであらう。すなわち、流民發生の原因には悪政が指摘せられ、役人が非難せられること、すでに見たるところのごとくである。そうすれば、役人としては、自分の治下の民が食うにこまつて流亡したのではないと辯明することに利益をもつことになるであらう。げんに富弼は「臣竊に聞く、人有り、朝廷に聞して云う、流民皆車仗驢馬有り、蓋し、これ、上等の戸、是れ貧民ならず、朝廷に致し、須らく發遣し、本貫に却歸すべし」と、蓋し、是れ、その人只傳聞を以て詞とし、曾つて親しく見親しく問はず云々」といひ、「……幕職官は州府を畏懼し、州府は提轉を畏懼し、提轉は朝省を畏懼し、敢て理を盡くして陳述せず、或は心、詔倭を存し、敢て災患のことを説き盡くさず、或は切に心を用いず、自ら鹵莽を作し、不實を申

陳する者、萬俔しからざるなり。」と慨している。鄭俠も亦、上書して、「大臣奏すらく、三路の流民を以て、皆南北下各田有り、燕子田と名すく、若し北旱なれば則ち南し、南荒なれば又北すと。此れ皆聖聰を誣罔す」と難じている。もつて、這般の消息をうかがうに足るであらうか。

そうはいうものの、富弼自身、また、「亦、去年、まず人をして來りて詰射せしめ、或は田土を賣置し、稍準備有る者有り」などいつておる。鄭鮮も「中戸以下、乃ち牛車を連れね、囊篋を負い、僕を驅せ、馬を躍らす、其資以て養を爲すに足る」といつており、富弼も亦「臣見る、縁路、流民、大小の車乘及び驢馬馱載、以て擔仗等に至る、相繼いで絶えず」と一應みとめておる。してみると、一口に流民といつても、一概に皆ミゼラブルであつたとはいえないわけである。中には、そうミゼラブルでないものもあつたことをいなめないであらう。それにしても、それはきわめてまれて、例外中の例外といつてもよいのではなからうか。

また、流民は、後に述べるように、救護を受ける。そこで、それを利用して、流民をよそおうものも出なかつたとはいえないであらう。流民の救護において、「實惠」が問題となつたことは、それをものがたるものといえよう。宋の哲宗の元祐中、饑饉があつたとき、畢仲游の政策そのよろしきを得たので耀州からは一人の流民も出なかつた。しかるに長安において監司がことさらに搜して二人を得、耀州の流民だといつて、これを送還した。畢仲游が驗閲してみると、いづれも中州の利を遂う者で、齎らす所自ら厚く、即ち流民ではなかつた。そこで監司が婉阻した。こういうことが傳えられている。そして、このことがらを引いて、清の楊景仁は、「然らば則ち、小民恩澤を凱觀して、かるがるしくその郷を去り、僞つて攜負の徒となるなきに非ず、まさにその實を確察すべし」といつている。だが、しかし、これも例外的なケースである。流民のミゼラブルであるということを否定するに足るもの

でないことはいうまでもないところであらう。

しかしながら、動亂から生まれる流民の中には、上流階層のものもすくなかつたであらう。岡崎文夫博士は、晋喪亂の後北支那は完全に動亂の渦中に沈む、「動亂の爲に其故郷を見棄る多數流民は、必しも無告の平民許りてなく、豪族も亦其中にあるこというまでもない」として、その代表的なものとして魯肅をあげておられる。ことは三國志吳書に載つてゐる。つぎのごとくである。「雄傑並び起り中州擾亂す、肅乃ち其屬に命じて曰く、中國綱を失し、寇賊横暴す、淮泗の間、遺種の地に非ず、吾聞く、江東は沃野萬里、民富み兵強しと、以て害を避くべし、寧ぞ相隨いて俱に樂土に至り、以て時變を觀るを肯わざる乎、其屬皆命に従う、乃ち、細弱をして前に在らしめ、強壯をして後に在らしめ、男女三百餘人行く、州の追躡至る、肅等徐行し、兵を勒し、滿を持し、之に謂いて曰く、卿等丈夫當さに大數を解すべし、今日天下兵亂、功有るも賞せず、追わざるも罰無し、何すれぞ相偪るか、と、又自ら盾を植え、弓を引いて之を射る。矢皆洞貫す、騎既に肅の言を嘉みす、且つ、虔るに、制する能わず、乃ち、相率いて還る、肅、江を渡る。」¹⁷⁾こうなると威風堂々、悲慘の一分子も見出しがたい。このような流民もあつたのである。

- (1) 古今圖書集成。經濟彙編食貨典、一〇四。
 (2) 同上。
 (3) 同上。九七。
 (4) 同上。九六。
 (5) 大學衍義補。一六。
 (6) 陸會禹、康濟錄。三下。
 (7) 楊景仁、籌濟編。一六。
 (8) 新居格譯、大地、第一部第一分冊、五五頁―五七頁。
 (9) 古今圖書集成。同上、九六。
 (10) 同上。
 (11) 名臣言行錄（籌濟編）
 (12) 古今圖書集成、同上。九六。

(13) 同上。九七。

(14) 同上。九六。

(15) 康濟錄、三、下、

(16) 籌濟編。一六。

(17) 岡崎文夫博士、魏南北朝史六三七頁。

(18) 三國史、五四、吳書九。

五

流民は正常な現象とはいえない。不健全な現象である。いわば社會の惡疾である。それはすでに述べたところよりしてあきらかであらう。したがつて、それが社會に弊害を及ぼすことは見易いところであらう。それではそれはいかにあるか。

まず、土地があつても人がなければ何にもならない。丘濬は「それ土有り、此に民有り、徒らに土有るも民無ければ、亦惡んぞ是土を用て爲さんや」といつている。まことにそのとおりである。流民が生ずれば田土は荒廢する。さきにもふれたように、均田制は農民の流亡したため田土が荒廢に歸したことが、その成立の大きな因の一つである。それをおもへば、流民の田土を無効にし、荒廢せしめるのいかに大なるかは多言を用いるを要しないであらう。つぎに、社會の安寧を害し、不安を激化する。けだし、すでに見たる流民の生能よりすれば惡疫の漫延を來たさしむる公算きわめて大である。いな、事實、社會に惡疫を生ぜしめたことは史實がこれを證する。たとえば宋代、滕元發が流民を救濟するにあたり、「流民且さに至らんとす、以て據らしむ所なくんば、即ち疾病起りて汝等に及ばん」といつて富民の協力を獲ち取ることに成功している。それは流民至る所、惡疫漫延するがめずらしい現象ではなかつたことをものがたるものといえよう。

病氣よりもさらに恐るべきものに騷擾動亂がある。孟子は「民の如きは則ち恒産なければ、因りて恒心なし、苟も恒心なければ放辟邪修爲さざるなし」といつていること周知のごとくである。また、旅の恥はかきすてということばは人口に膾炙している。さらに、群集心理というものがあつた。これらは、そのいづれの一つでも騷擾動亂への口火の役を果しうるものであろう。しかるに、今、流民は恒産のないのがむしろ普通であり、旅鳥であり、かつ群をなしている。まさに三拍子そろつてゐる。騷擾、動亂の大きな因子であることいふなみがたいところであらう。清の陸曾禹が、「民の流るる者、或は道路に死し、或は疾疫に亡び、或は劫賊に陥り、或は豪強に歸す」といい、同じく清の楊景仁は「弱者は危亡に陥ち、強者は轉じて盜賊となる、慮かる可きなり」といつている。まことにその言のごとくである。それを證するに足る實例はすくなくない。たとえば、宋の袁甫がつぎの言をなしている。曰く、「竊に聞く、金陵の諸邑、流民群集す、皆淮西より來る。戈を荷ひ刃を持ち、白晝肆に掠し、動もすれば輒ち殺傷す、所在蟻聚し、剽劫風を成す、逃卒皆其黨に入り、奸民率ね多く附和す」と。又明代「荆・襄の流民、衆百萬、元の至正より、以て明の成化に及んで百餘年、地、秦豫楚の三省に界し、山谷阨塞、奸宄藏れ易く、屯結して寇掠す、猝に控制し難し」と楊景仁の籌濟編に見えている。漢末の黃巾、唐末の黃巢いづれか流民と無關係であり得たろうか。すなわち、流民がいかに社會不安の大きな因であるかを知るに足ろう。そこで、野心家がこれを利用すれば即ち天下の大亂となる。明の丘濬は「惠帝の分崩離析せし所以は六郡春りに饑し、流民漢川に入る者數萬家、之を撫恤する能はざりしを以てなり、而して李特之が首亂なり、然らば則ち、流民の關係亦小ならざる哉」といつている。唐代節度使の跋扈も、その兵力に基因し、その兵力の大きな源泉が流民であつたことは、かくれもなき事實である。節度使の跋扈が唐の社稷を亡ぼしたという史家の言をさらに進め、春秋の筆法を用うれば流民唐

朝を覆滅すということになるであろう。明史流賊傳は、「明の亡ぶ、流賊に亡ぶ¹⁰⁾と斷じている。流賊と流民とは同じでない。しかし、流民に盜の性格を加えたものが流賊であり、流賊から盜の性格を除いたものが流民である。まことに、「倏ち散じて倏ち集る、散ずれば民となり、集まれば賊となる¹¹⁾」とは評し得て妙というべきである。

- (1) 大學衍義補、一六。
- (2) 康濟錄、三下。
- (3) 孟子、一、梁惠王章句上、
- (4) 康濟錄、三下。
- (5) 籌濟編、一六。
- (6) 籌濟編、一六。
- (7) 籌濟編、一六。
- (8) 大學衍義補、一六。
- (9) 日野開三郎、支那中世の軍閥。
- (10) 明史、三〇九。
- (11) 清水泰次博士、明代の流民と流賊、(史學雜誌第四六編第二號第三號)參照。

六

流民の社會に及ぼす影響がいかに大でありその弊害がいかに恐るべきものであるかは、上述せるところによりてあきらかであろう。そこで、これが對策が重大な問題となる。それでは、いかなる對策が行はれたか。

流民對策の理想は流民の發生することなからしむるにあらねばならない。それはいうまでもないところである。それは、まず、流民發生の原因を除くことにおいてなりたつ。それは見易きところではなければならぬ。あらためて述べるまでもないところであろう。原因にはすでに見たるところのごとく、天災と人災がある。しかしながら、天災を除くことは困難である。不可能にちかい。すくなくとも過去の中國人にとつてはそうのようにおもわれる。と

ころが、かれらは天災をも除きうると考えた。けだし、周知のごとく、中國傳統の政治理念は、天子は天に代つて民を治むるもの、天子政をやぶれば天これを咎むるに災異を下すと説く。だから、かれらによれば、天災は惡政より生ずる。故につつじんで善政を行えば天災は生じないはずである。かくて、たとえば、董仲舒、劉向は、春秋書するところの蝥賊の災をもつて、皆、政貪賦重の致すところとする。後漢書、東平憲王蒼傳を見ると「建初元年、地震あり、蒼、便宜を上る、……帝、報書して曰く、……災異の降るは政に縁る、今改元の後、年饑し人流るを見る、此れ朕の不徳感應の致す所²⁾」とある。唐の權徳輿の上陳にも、「臣聞く、天災を銷すものは政術を修め、人心に感ずるものは惠澤を流す、和氣成らば則ち祥瑞至らん³⁾」とある。宋の田況の「言災異疏」に、「當世の弊を求め、災を致すの由を驗するに、其實、役斂重く、民愁い、和氣傷れて、沴をなす、役斂の重きは國計日に窘るに由り、國計の日に窘るは冗兵の日に蕃きに由る、今、天下、兵すでに百萬を踰ゆ、先朝に比し三倍なり、古より以來、衣食養兵の冗を坐費する、いまだ今日に如くものあらず、斂重からず、民愁えず、和氣傷れず、災沴作らざるを、欲すといえども得べけんや⁴⁾」とある。さきに引ける宋の鄭俠の奏にも、「陛下、願わくは、倉廩を開き、貧乏を賑わし、諸有司斂掠不道の政一切罷め去らば、庶幾くは、早く和氣を召き、上、天心に應じ、陰陽雨露を下し、以て萬姓垂死の命を延べ宗社億萬年無疆の祉を固くせん⁵⁾」とか、「陛下、圖を觀て臣の言を行い、十日雨降らずば、即ち、乞う、臣を宣徳門外に斬り、以て、君を欺き天を漫るの罪を正せ、稍濟うあらば、亦、乞う、臣分を越えて事を言うの刑を正せ⁶⁾」とある。比々みな、右のことからをものがたるものにあらざるはない、といえよう。

ところでその善政は惡政をやめることである。惡政は苛斂において見出されること、さきにあきらかにしたところのごとくである。そこで流民發生の防止は結局人災の原因を除くことに歸することにならねばならない。流民の

發生することなからしむる道は流民發生の原因を除くことにおいてなりたち、流民發生の原因を除くことは悪政を廢し善政を行うことによりて達せられ、そして、悪政を廢して善政を行うことは主として、苛斂を罷め去ることに外ならない。それは、これまで述べたところよりしてあきらかなるところであるとおもう。悪政を廢して善政を行うこと、すなわち、苛斂を罷め去ることは、なるほど、流民の發生をなからしむる所以には相違ない、といえよう。しかしながら、それは、ひとり流民の對策であるのみにとはとどまらない。それは萬惡を除く所以であるから、その中の一つの流民發生の原因をも亦除くことになるわけである。したがつて、ことは普通の意味において流民對策というのはいかがであらうか。それに、それは、はたして、天災を防止するものであらうか。保證のかぎりではあるまい。いな、人災さえ防止できるとはいえないであらう。けだし、動亂にいたつては、事内亂に關するかぎりは、善政を行えば發生の餘地なしといえるかも知れないとしても、外寇にいたつては、かならずしもそう簡單にはかたづけられないのではないか。とすれば善政かならずしも流民の發生の原因を除き去る所以とはなしがたい。かくて、流民發生の原因を前提とする對策が出て來ることになる。それではいかなる對策が行はれたか。

かかるものとして、まずあげられるのは荒年においても民の生理を亂さぬようにするもの、主として備荒貯蓄、その機能をはたす社倉義倉、さらには常平倉、いわゆる三倉等であらう。しかしながら、それは、もと、荒政に屬する。なるほど荒年は流民を發生せしめることと上述せるところのごとくである。だから荒政が流民の對策でもあることはいなめない。しかし、荒政はひとり流民のみを對象とするものではない。それは流民對策というにはあまりに廣い。そこで、われわれは問題を荒政の中、とくに流民を對象とするとなし得るところに限定しよう。そこから

こそ、ことはの本來の意味における流民對策がはじまる、といつてよいであらう。それではそのような對策はいかにあるか。それにおいても、われわれは、なお、豫防策即ち「未流の先に撫するもの」と、事後策、「既流の後に輯ぐもの」があるを知る。まず、豫防策からうかがおう。

豫防策としては、まず、三倉を開いて民を賑わすことをあげることができよう。けだし、そうすれば民好んで外に流亡する者はないからである。たとえばつぎの事例がそれを證するであらう。「哲宗の元祐中、耀州大旱し、野に青苗無し、畢仲游請う、向來郡縣の賑濟、多くは時に後る。愈勞して而して民救われず、乃民の未だ饑えざるに先ち、榜示を掲げて曰く、郡將に賑濟せん、且つ若干萬石を平糶せんと、諭して境を出ずることなからしむ、民皆歡然安堵す、已にして果して漸く食に艱しむ、乃ち粟を出して以て賑わす、且つ平糶して以て之を給す、鄰近の流散殆ど盡きて而して耀の民、徙つて食に就く者無し」、また、「杜紘、……永年の令たり、歲荒、民將さに他に往かんとす、父老を召諭して曰く、汝をして必ず行くなからしむる能わざるも、若し留らば、能く汝をして饑うるなからしめんと、皆喜び、命を聽く云々」¹⁰⁾

しかしながら、倉を開いて民を賑わすも尙足らざるときはいかにするか。その時は政府が民をして豐熟の地について食につかしむる策をとるを見る。すでに郷土を離れて他郷に入るのであるから、それだけ流民に近づくと、しかし、政府の政策として行かう移住である。だから、そこに流民は未だ發生しない。また、流民の豫防策の一つに數え得る。漢・隋・唐の代によく行われたところである。たとえば、つぎのごとくである。漢書、高祖本紀に「二年關中大饑す、……民をして食に蜀漢に就かしむ」とあり、史記に「(武帝四年)山東水災を被り、民多く饑乏す、……乃貧民を關以西及び充朔方以南新秦中に徙す、……使者部を分ちて護る、冠蓋相望む、費億を以て計う、」¹¹⁾とあるが

ごとくである。しかしながら後漢の王符は移住策を愚策という。ただし、彼は安帝の元初年間羌族西邊に侵寇の際、その地の民を東方へ移さんとする計畫を批判したものである。だが、北魏の李彪は、上例のごとき移住策を評して「人庶出入して豊に就く、既に營産を廢し、疲れて乃ち達す、國體實に虚損あり、¹³⁾」という。清の楊景仁も亦、一時宜しきを權る計のみ¹⁵⁾といつて李彪のこの評に賛している。なお豫防策は時期を失すれば效を失う。畢仲游・杜紘の施策も時期を得たるが故に成功したことは看過してはならない。

つぎに事後策、すなわち「既流の後に輯ぐ」策をうかがう。これにおける最上のもは流民發生の以前の狀態にかえすこととなければならぬであらう。たとえばつぎのごとくである。「(宣帝地節三年)、詔すらく、流民、還歸するもの、公田を假し、種食を貸し、且つ算事すること勿れ¹⁶⁾」(和帝永元)十五年春閏月乙未詔すらく、流民本に還歸せんと欲して而して糧食なきもの、過る所之を實稟し、疾病は醫藥を加致し、其の還歸を欲せざる者は強いる勿れ¹⁷⁾。

しかしながら、歸えず能わざる場合、歸えらんと欲せぬ者、また、歸えるを欲する者にありても、その歸えるまで、は、これを救濟せねばならないことになる。そこで、いよいよ、流民の安泊が問題となる。流民對策においてもつとも直接的なものであり、また本來的のものともいいうるであらうところのものである。これはもつとも根本的には衣食住を供給することにおいてなりたつ。しかし、そこに巧拙、の差がありうる、混亂を避け迅速整然と行うこと、實惠を達せしむること、流民をして無爲徒食せしめざること、即ちその能力を利用すること、等々が考へられよう。わたくしはここに、それらの點についての古來、良法と目せられるものをあげる豫定であつたのであるが紙數が過ぎたので割愛せざるを得ない。なお、パール・バックの「大地」には流民の給食の一例の狀況が美事に

描寫されていることを付け加えておく。

さらに、流民の本籍に歸業せざる者をいかに始末するかについては、その現住地に籍をもたしめ、仕事を與え、そのためには失業對策事業をもおこせる事例をあげることができ、豪彊がおさめて以て佃客とする場合、また、兵士に採用する場合が、かなり多かつたことは注意に値するところである。いま、ここに詳論するいとまはない。他日にゆづる。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 田況「言災異疏」古今圖書集成。同上、九六。 | (10) 宋史。三三〇。 |
| (2) 後漢書。四二。 | (11) 漢書。一。 |
| (3) 古今圖書集成、同上、九三。 | (12) 史記。三〇。 |
| (4) 同上、九六。 | (13) 潜夫論。 |
| (5) 同上。九七。 | (14) 魏書。六二。 |
| (6) 同上。 | (15) 籌濟綱。一六。 |
| (7) 籌濟綱。 | (16) 漢書。八。 |
| (8) 同上。 | (17) 後漢書。四。 |
| (9) 展濟錄、三下。 | (18) パール・バック、前掲書、六一頁。 |